

議案第 1 0 1 号

新座市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 新座市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 4 4 年新座市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（期末手当） 第 5 条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、<u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 7 0、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 7 5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕	（期末手当） 第 5 条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 1 7 0</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕

第 2 条 新座市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（期末手当） 第 5 条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき	（期末手当） 第 5 条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき

議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕	議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕
---	--

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の新座市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
- 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の新座市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和6年12月12日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

議員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。